

# 岩見沢市農業委員会第10回総会議事録

1. 日 時 令和5年10月30日 月曜日 午後2時50分から  
午後3時18分まで

2. 場 所 岩見沢市役所 委員会室1・2

3. 出席委員

委 員	澁 谷 豊	(議席 1 番)
委 員	久 保 智 則	(議席 2 番)
委 員	吉 成 朗	(議席 3 番)
委 員	定 塚 光 晴	(議席 4 番)
委 員	西 村 昭 寿	(議席 5 番)
委 員	松 田 幸 児	(議席 7 番)
委 員	干 場 克 二	(議席 8 番)
委 員	川 北 敏 充	(議席 9 番)
委 員	長 森 睦	(議席 10 番)
委 員	長 井 孝 之	(議席 11 番)
委 員	今 野 幸 広	(議席 12 番)
委 員	留 木 剛	(議席 14 番)
委 員	森 田 孝 洋	(議席 15 番)
委 員	松 永 有 平	(議席 16 番)
委 員	伊 藤 俊 春	(議席 17 番)
委 員	山 田 辰 弘	(議席 18 番)
委 員	森 一 男	(議席 19 番)
委 員	井 川 和 也	(議席 20 番)
委 員	高 田 勝 彦	(議席 21 番)
委 員	柿 崎 壽 恵子	(議席 22 番)
委 員	高 嶋 佳 代	(議席 23 番)
委 員	志 賀 野 敏	(議席 24 番)
委 員	杉 村 幸 浩	(議席 25 番)
委 員	平 義 昭	(議席 26 番)
委 員	岩 瀬 孝 雄	(議席 27 番)
委 員	米 内 山 裕 子	(議席 29 番)
委 員	引 頭 一 宏	(議席 30 番)
委 員	瀧 本 勝 範	(議席 31 番)
委 員	黒 島 勝 美	(議席 32 番)
委 員	坂 野 博 之	(議席 33 番)

委員 尾田憲朗 (議席34番)  
委員 佐々木利夫 (議席36番)

4. 欠席委員 委員 戸田憲一郎 (議席28番)  
委員 日笠和良 (議席35番)

5. 事務局出席 事務局長 土井盛慈  
農地係長 森田佳章  
振興係長 船戸崇之

土井局長 皆様お揃いになりましたので、私の方から欠席委員の報告と本総会議案の一部削除についてご説明いたします。

最初に欠席委員についてですが、日笠会長職務代理と戸田委員が体調不良により欠席されていることから、本日の出席委員は34名となっております。

次に議案の削除についてでございます。

議案第3号「農地移動適正化あっせん事業によるあっせん申出について」、総会議案33頁と34頁になります。両頁の選定調書において、それぞれ申出者・相手方となっております[ ]さんがご逝去されましたことから、本選定調書を削除し、議案頁におきましても欠番といたします。私からは以上です。

議長 只今より、令和5年 岩見沢市農業委員会 第10回総会を、開催いたします。

日程1、議事録署名委員を申し上げます。

議席番号5番 西村委員、6番東委員に お願いいたします。

日程2、会期の決定について、お諮りいたします。

本日の付議案件は、報告3件、議案5件となっております。

会期は、本日1日と言うことで、ご異議ございませんか。

(無しの声)

異議が無いようでございますので、本日1日に決定いたします。

日程3、報告第1号 農業委員会の動向についてですが、10月6日に岩見沢市開庁140年・市制施行80周年式典が行われました。その中で山谷前会長が市政功労章産業功労を受章されております。10月4日5日に畑地化促進事業の申請者打合せに対象地区の農業委員さんが出席して立ち会っております。

日程4、報告第2号旧農業経営基盤強化促進法第19条の規定による農用地利用集積計画の告示についてを上程いたします。

説明を求めます。

議長、事務局長。

事務局長 土井局長。

議長 報告第2号、旧農業経営基盤強化促進法第19条の規定による農用地利用集積計画の告示について、ご報告いたします。

この件については、先月の総会においてご協議をいただき、集積計画を作成することでご承認をいただきました。

議長 議案4ページ別紙1から5ページ別紙2の表に記載の所有権関係は、北海道農業公社の農地保有合理化事業による買い取りで、所有権84番外15件の所有権移転の設定です。

次に、6ページ別紙3の上の表に記載の賃貸借関係は一般分で、賃貸借37番外5件の賃貸借権の設定です。

次に、6ページ別紙3の下の表から7ページ別紙4の表に記載の所有権関係は一般分で、所有権91番外6件の所有権移転の設定です。

以上につきまして、告示第173号で令和5年9月29日に告示したことをご報告いたします。

議長 質疑に入ります。只今の説明に対しまして、ご質問、ご意見等ございませんか。

(無しの声)

無いようですので、提案のとおり承認することに決定いたします。

議長 日程5、報告第3号照会不動産に係る回答について を上程いたします。

説明を求めます。

議長、農地係長。

農地係長 森田係長。

議長 農地係長 総会議案8ページ、報告第3号照会不動産に係る回答についてをご説明申し上げます。

農地係長 件数は5件で、札幌地方裁判所民事第4部 裁判官及び、札幌法務局岩見沢支局登記官

からの照会でございます。

まず、札幌地方裁判所民事第4部裁判官の照会で、総会議案9ページ、照会番号1、令和5年(ヌ)第50006号の件ですが、照会内容は、土地の農地性、売却にあたっての農地法第3条許可、農地転用、その他参考事項についての照会であります。

まず、農地性についてですが、物件番号1, 2, 3, 6は、農業振興地域内の農用地区域の農地で、物件番号4, 5は耕作された形跡がなく、道路及び住宅が建築されており、農地性は無いものと回答いたしております。

次に、売却をする場合の農地法第3条許可の必要性についてですが、農地以外の土地については、必要ありませんが、公簿が田・畑である土地については、事前に地目変更が必要となることを確認しております。

また、転用許可の有無については、無いものと確認しております。

その他参考事項であります。物件番号4については、物件番号1, 2, 3の土地の出入りに際し必要であると回答しております。

次に、札幌法務局岩見沢支局 登記官 からの照会でございます。

内容は、照会地の土地の農地性、転用許可の有無、建物建築の制限等、その他参考事項についての照会であります。

まず、総会議案11ページ、照会番号2、文書番号 日記第33号、照会年月日令和5年9月12日です。

まず、農地性ですが、耕作された形跡がなく、雑草が繁茂しており、非農地の判定をいたしました。

次に、転用許可の有無については、昭和49年12月11日付けで農地法第5条の転用許可がされていることを確認いたしております。

建物建築の制限は、都市計画法上の規制はないものとなっております。

次に、総会議案13ページ、照会番号3、文書番号 日記第9935号、照会年月日令和5年9月20日です。

まず、農地性ですが、耕作された形跡がなく、育苗施設が建築されており、非農地の判定をいたしました。

次に、転用許可の有無については、昭和51年9月10日付けで農地法第5条の転用許可がされていることを確認いたしております。

建物建築の制限は、都市計画法上の規制はないものとなっております。

次に、総会議案15ページ、照会番号4、文書番号 日記第37号、照会年月日令和5年9月21日です。

まず、農地性ですが、耕作された形跡がなく、倉庫が建築されており、非農地の判定をいたしました。

次に、転用許可の有無については、無いものと確認しております。

建物建築の制限は、都市計画法上の規制はないものとなっております。

次に、総会議案17ページ、照会番号5、文書番号 日記第39号、照会年月日令和5年9月22日です。

まず、農地性ですが、耕作された形跡がなく、住宅が建築されており、非農地の判定をいたしました。

次に、転用許可の有無については、平成15年7月31日付けで農地法第5条の転用許可がされていることを確認いたしております。

建物建築の制限は、都市計画法上の規制はないものとなっております。

以上、ご説明申し上げましたが、ご審議のほど、よろしく願い申し上げます。

議 長

質疑に入ります。只今の説明に対しまして、ご質問、ご意見等ございませんか。

(無しの声)

無いようですので、提案のとおり承認することに決定いたします。

次に審議に入ります。

日程6、議案第1号農地法第6条の規定に基づく農地所有適格法人の定期報告についてを上程いたします。

振興係長  
議 長  
振興係長

議長、振興係長。

船戸係長。

それでは、総会議案19ページ、議案第1号 農地法第6条の規定に基づく農地所有適格法人の定期報告について、ご説明申し上げます。

議案20ページ、別紙1の整理番号1番から2番について、調査書のとおり、全ての要件を満たすものと認められます。

以上、ご審議のほどよろしく願いいたします。

議 長

質疑に入ります。只今の説明に対しまして、ご質問、ご意見等ございませんか。

(無しの声)

無いようですので、提案のとおり許可することに決定いたします。

日程7、議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請についてを上程いたします。

説明を求めます。

ここで、[ ]の議事参与を制限します。

それでは、総会議案22ページ、整理番号2番、整理番号3番、総会議案23ページ、整理番号4番について説明を求めます。

農地係長  
議 長  
農地係長

議長、農地係長。

森田係長。

それでは、総会議案21ページ、議案第2号、農地法第3条の規定による許可申請について、ご説明申し上げます。今回の申請件数は7件で、内訳につきましては、所有権移転の設定が4件、賃借権の設定が2件、使用貸借権の設定が1件でございます。

まず、議案22ページ、整理番号2番についてその内容をご説明いたします。

譲渡人は、相続により農地を取得したが、耕作困難なため農地を農地所有適格法人へ有償で譲り渡すもので、譲受人は、申請地を有償で譲り受け、規模拡大により経営の安定を図るものです。

価格は、[ ]です。

次に、議案同ページ、整理番号3番についてですが、譲渡人は、高齢で耕作困難なため、現在 譲受人に貸し付けている農地を農地所有適格法人へ有償で譲り渡すもので、譲受人は、申請地を有償で譲り受け、経営の安定を図るものです。

価格は、[ ]です。

次に、議案23ページ、整理番号4番についてですが、譲渡人は、高齢で耕作困難なため、農地を農地所有適格法人へ有償で譲り渡すもので、譲受人は、申請地を有償で譲り受け、経営の安定を図るものです。

価格は、[ ]です。

以上3件の申請地は10月11日に西村委員に周辺農地の利用状況等を含め、ご確認をいただきました。

以上説明いたしました案件につきましては、調査書のとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たすものと認められますので、よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。

議 長

質疑に入ります。只今の説明に対しまして、ご質問、ご意見等ございませんか。

(無しの声)

無いようですので、提案のとおり許可することに決定いたします。

ここで、[ ]の議事参与の制限を解除します。

それでは残りの案件につきまして、説明を求めます。

農地係長

議長、農地係長。

議長  
農地係長

森田係長。

総会議案 22 ページ、整理番号 1 番、に記載の譲渡人は、経営規模縮小のため、隣接する農業者へ有償で譲り渡すもので、譲受人は、農地を譲り受け、規模拡大により経営の安定を図るものです。

価格は、[ ] 円です。

なお、申請地は 10 月 11 日に長井委員に周辺農地の利用状況等を含め、ご確認をいただきました。

次に、議案 23 ページ、整理番号 6 番、議案 24 ページ、整理番号 7 番に記載の貸主は、所有する農地を貸借権の設定により有償で貸し付けるもので、借主は、申請地を有償で借り受け、農業経営を開始するものです。

価格は、[ ] 円、総額は、整理番号 6 番が [ ] 円、整理番号 7 番が [ ] 円です。

なお、申請地は 10 月 11 日に瀧本委員に周辺農地の利用状況等を含め、ご確認をいただきました。

次に、議案 25 ページ、整理番号 8 番に記載の貸主は、使用貸借権の設定により後継者に経営移譲するもので、借主は、後継者として農業に従事しており、申請地を借り受け、農業経営を開始するものです。

なお、申請地は 10 月 11 日に高田委員に周辺農地の利用状況等を含め、ご確認をいただきました。

以上説明いたしました案件につきましては、調査書のとおり、農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たすものと認められますので、よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。

議長

質疑に入ります。只今の説明に対しまして、ご質問、ご意見等ございませんか。

(無しの声)

無いようですので、提案のとおり許可することに決定いたします。

日程 8、議案第 3 号農地移動適正化あっせん事業によるあっせん申し出についてを上程いたします。

この件につきましては、旧農業経営基盤強化促進法第 15 条第 4 項の規定により、農用地利用集積計画の作成を岩見沢市長に対し要請するものです。

あっせん申し出につきましては、地区常任委員会を開催した結果、旧農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしているとのことですので、その内容について各常任委員長より説明をお願いいたします。

最初に第 1 地区の説明をお願いいたします。

吉成常任委員長

第 1 地区常任委員会より、ご説明いたします。

議案 27 ページから 28 ページ、所有権 108 番から 109 番の譲渡人は、後継者もなく耕作が困難なため、農地を譲り渡すもので、譲受人は、農地を譲り受けて、規模拡大により経営の安定を図るものです。

以上、適当と判定いたしましたので、ご審議のほど、よろしくをお願いいたします。

議長

質疑に入ります。只今の説明に対しまして、ご質問、ご意見等ございませんか。

(無しの声)

無いようですので、提案どおり集積計画の作成を要請することに決定いたします。

吉成常任委員長は自席にお戻りください。

次に第 2 地区の説明をお願いいたします。

森常任委員長

第 2 地区常任委員会より、ご説明いたします。

議案 29 ページ、所有権 110 番の譲渡人は、高齢で後継者もなく耕作が困難なため貸し付けている農地を譲り渡すもので、譲受人は、借り付けている農地を譲り受けて、経営の安定を図るものです。

議長 以上、適当と判定いたしましたので、ご審議のほど、よろしく願いいたします。質疑に入ります。只今の説明に対しまして、ご質問、ご意見等ございませんか。  
(無しの声)  
無いようですので、提案どおり集積計画の作成を要請することに決定いたします。森常任委員長は自席にお戻りください。  
次に第4地区の説明をお願いいたします。

尾田常任委員長 議案30ページから31ページ、所有権111番から112番は、譲渡人は、被相続人が貸し付けていた農地について相続人である譲渡人による耕作が困難なため、農地を譲り渡すもので、譲受人は、被相続人から借り受けていた農地を相続人から譲り受け、経営の安定を図るものです。  
議案32ページ、所有権113番は、譲渡人は、高齢で後継者もなく耕作が困難なため農地を譲り渡すもので、譲受人は、隣接する農地を譲り受けて、経営の安定を図るものです。  
以上、適当と判定いたしましたので、ご審議のほどよろしく願いいたします。

議長 質疑に入ります。只今の説明に対しまして、ご質問、ご意見等ございませんか。  
(無しの声)  
無いようですので、提案どおり集積計画の作成を要請することに決定いたします。尾田常任委員長は自席にお戻りください。  
次に第6地区の説明をお願いいたします。

坂野常任委員長 第6地区常任委員会より、ご説明いたします。  
議案33ページから34ページ、所有権114番から115番の譲渡人は、耕作不便な農地を譲り渡し、農作業の効率化を図るもので、譲受人は、隣接する農地を譲り受けて、経営の安定を図るものです。  
以上、適当と判定いたしましたので、ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議長 質疑に入ります。只今の説明に対しまして、ご質問、ご意見等ございませんか。  
(無しの声)  
無いようですので、提案どおり集積計画の作成を要請することに決定いたします。坂野常任委員長は自席にお戻りください。  
次に第7地区の説明をお願いいたします。

長森常任委員長 第7地区常任委員会より、ご説明いたします。  
議案35ページ、所有権116番の譲渡人は、高齢のため規模縮小により経営の安定を図るもので、譲受人は、農地を譲り受けて、規模拡大により経営の安定を図るものです。  
以上、適当と判定いたしましたので、ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議長 質疑に入ります。只今の説明に対しまして、ご質問、ご意見等ございませんか。  
(無しの声)  
無いようですので、提案どおり集積計画の作成を要請することに決定いたします。長森常任委員長は自席にお戻りください。  
日程9、議案第4号、現況証明についてを上程いたします。  
今月は、岩見沢地区、栗沢地区で現地調査を実施しておりますので、その結果について、担当委員より説明をお願いします。  
まず、岩見沢地区について、説明をお願いします。

長井委員 それでは、総会議案36ページ、議案第4号、現況証明について、岩見沢地区の説明をいたします。  
去る、10月11日に、山田委員、瀧本委員とわたくし長井、事務局森田係長により現況調査を行いましたので、判定いたしました結果についてご報告いたします。今回の岩見沢地区の調査件数は6件です。  
まず、総会議案37ページ、整理番号1番、整理番号2番、総会議案39ページ、整理場号5番の申請地は、年月日不詳だが雑種地として利用しているとの内容で現地を調査した

結果、申請地は、耕作された形跡がなく、雑草等が繁茂し雑種地となっており農地性は認められないものと判定しております。

次に、総会議案37ページ、整理番号3番の申請地は、年月日不詳だが畑として利用しているとの内容で現地を調査した結果、申請地は、隣接するほ場と一体で耕作されており農地性が認められるものと判定しております。

次に、総会議案39ページ、整理番号4番、の申請地は、年月日不詳だが田として利用しているとの内容で現地を調査した結果、申請地は、隣接するほ場と一体で耕作されており農地性が認められるものと判定しております。

次に、総会議案同ページ、整理番号6番、の申請地は、年月日不詳だが宅地として利用しているとの内容で現地を調査した結果、申請地は、耕作された形跡がなく、住宅が建築され宅地となっており農地性は認められないものと判定しております。

以上が岩見沢地区の案件でございます。よろしくご審議お願いいたします。

議長

質疑に入ります。只今の説明に対しまして、ご質問、ご意見等ございませんか。

(無しの声)

無いようですので、提案のとおり決定いたします。

長井委員は自席にお戻りください。

次に、栗沢地区について、説明をお願いします。

高嶋委員

それでは、栗沢地区の説明をいたします。

去る、10月11日に、干場委員、杉村委員とわたくし高嶋、事務局小林主事により現況調査を行いましたので、判定いたしました結果についてご報告いたします。今回の栗沢地区の調査件数は2件です。

まず、総会議案41ページ、整理番号7番の申請地は、年月日不詳だが、公衆用道路として利用しているとの内容で、現地を調査した結果、申請地は、耕作された形跡がなく、公衆用道路となっており農地性は認められないものと判定しております。

次、総会議案同ページ、整理番号8番の申請地は、令和4年12月27日より市民堆雪場として利用しているとの内容で、現地を調査した結果、申請地は、耕作された形跡がなく、雑草等が繁茂し雑種地となっており農地性は認められないものと判定しております。

以上が栗沢地区の案件でございます。よろしくご審議お願いいたします。

議長

質疑に入ります。只今の説明に対しまして、ご質問、ご意見等ございませんか。

(無しの声)

無いようですので、提案のとおり決定いたします。

高嶋委員は自席にお戻りください。

日程10、議案第5号 農地中間管理機構による農用地の買入協議要請についてを上程いたします。説明を求めます。

振興係長

議長、振興係長。

議長

船戸係長。

振興係長

議案第5号、農地中間管理機構による農用地の買入協議要請についてご説明いたします。議案44ページから45ページ、整理番号1番から7番の土地所有者によるあっせん申し出につきましては、農地中間管理機構である公益財団法人北海道農業公社が、特例事業として実施する農地保有合理化事業に採択される必要性がありますことから、岩見沢市長に対し、農業公社への農用地の買入協議の通知を行うように要請するものでございます。

事業区分といたしましては、全て5年貸付タイプへの参加申込を予定しております。

以上、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長

質疑に入ります。只今の説明に対しまして、ご質問、ご意見等ございませんか。

(無しの声)

無いようですので、提案のとおり承認し、岩見沢市長に対し、農地中間管理機構である北海道農業公社への農用地の買入協議の通知を行うよう要請することに決定いたします。



次に、その他ですが、ご質問・ご意見等ございませんか。

(無しの声)

次に、来月11月の総会ですが、11月24日(金)  
午後3時00分から、市役所4階 委員会室で開催いたします。

来月11月の現況証明願いの現地調査は、11月10日(金)午後1時30分からの実施の予定といたします。

指名委員につきましては、7番松田委員、10番長森委員、16番松永委員、24番志賀野委員、26番平委員、28番戸田委員、30番引頭委員、32番黒島委員、36番わたくし佐々木となりますので、よろしく願いいたします。

なお、調査の実施方法につきましては、件数及び地域等を考慮し、事務局で調整後、詳細について後日事務局から連絡いたします。

今年度の現地調査は、次回11月が最後となります。農地の権利移動に伴う地目変更等の案件は早めに事務局に申し出て下さい。

以上を持ちまして、本日の総会を終了いたします。

